

新幹線プレス

2012年 3月23日 No.33

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

年次有給休暇(年休)の完全取得を!

「運輸所における年休失効」に関して申し入れる!

2012年3月21日、新幹線地本は東京地区の運輸所において、年休失効を余儀なくされるおそれのある組合員が多数いることから、そうはならないように対処することを会社に対してを求めました。

この間会社は、年休に対して年間20日取得できる要員を配置していると主張していることから、責任を持って対処すべきです!!

(申17号 2012年3月21日)

「運輸所における年休失効」に関する申し入れ

東京第一運輸所・東京第二運輸所において、組合調査によれば2月末日現在で年休残数が20日を超える組合員が存在する。東京第一運輸所では最大残数31日をはじめとして9名、東京第二運輸所では5名の組合員がいる。このまま推移すれば年休を失効する事態が発生する。

この間会社は、年休に対して年間20日取得できる要員を配置していると主張している。そうであれば、年休を失効する事態はないはずである。よって、以下について申し入れるので早急に協議の場を設けて誠意ある回答をすること。

記

1. 年休が失効する事態に早急に対処すること。
2. 年休が失効する事態を作り出した原因についてどう考えているのか、新幹線鉄道事業本部としての見解を明らかにすること。

会社は直ちに協議の場を設定し、誠意ある回答をしろ!!